

とさへ成らしめたことである。

上述の各點に基き我等は全國同胞に對し、鄭重に宣告しなければならぬ。

第一、我等は西安事件は××帝國主義の不斷の進攻と、政府が抗敵救亡政策を堅決勵行し得ざる直接の結果であると爲すものである。我等は本會が張、楊二將軍に對し、何等かの陰謀挑撥を行つたと云ふことに對しては絶対に否認する。

第二、我等は蔣介石先生と中樞諸公に全國の民意と西北軍民の主張を採納し、新に對内對外政策を確定し、政府の人事方面に於いては更に嚴選を加へられ、民意に合せるものは之を留め民意に合せざるものは之を追はんことを要求す。

第三、世界各國の今次西安事變に對する言論と行動とは畢竟何國が友邦であり、何國が敵國なるかを已に充分明確にしたるに鑑み、我等は當局が即時英、米、佛、ソ等の各國政府と双方平等の基礎の上に互助公約の締結を交渉し、國際上各種可能の聲援強化を保障せんことを要求する外に、又政府は對獨關係を新たに考慮し、可及的に獨逸が

消極的にせよ我等の抗敵軍事行動を阻害するが如き作用をなさぬ様力むべきである。

第四、我等は民族抗敵陣線の立場から、政府に剿共内戦を停止し、中國をして再び蔣閥二公の所謂「中國人を以て中國人を打つは、中國人を以て中國を亡すものである」自殺行爲を見ざらしめんことを繼續要求する。

第五、我等は政府に即時全國の愛國政治犯を釋放し、即時本會主幹沈鈞儒、章乃器、李公樸、王造時、鄒韜奮、史良、沙千里、孫曉村、曹孟君等九先生の自由を恢復せんことを要求する。

第六、我等は謹んで本年は中華民族の「失地收復の年」たることを宣言す。目下我等の要求する所のは、全國上下一切の實力を集中して、綏遠抗敵の工作を進めんことである。

全國の其他の部隊と全國の人民は、正に重ねて最大の熱力と英勇を以て、抗戦と援戦の工作を進め、以て「失地收復の年」の全工程を完成せよ。

救國陣線勝利萬歲！ 中華民族解放萬歲！

全國各界救國聯合會（民國廿六年一月）

一八二

〔註〕

(一) 最近の各界救國聯合會は國民黨の壓迫猛烈なる爲、目下は僅か小學教員の如き下級インテリを對象に、其の勢力擴大の潛行運動を繼續しつゝありと傳へらる。猶ほ國民黨部は近く全國の救國會中堅分子八十餘名の檢舉をなすとの事である。

(二) 本編第一章（一一三頁）に於いて觸れたる「鬭争」は「火花」「今日」と同じく、トロツキの第四インターナショナルと關係ある分子を中心とする中國共產黨反對派の機關誌である。之等の分子は此の組織に「中國共產主義同盟」なる名稱を附し、自らを「ボルシエヅキ、レーニン派」と稱し、中國共產黨をスターリン派と呼んでゐる。

一九三二年十月十五日陳獨秀、彭述之等が上海佛租界で逮捕されて以來、反中勢力は分散、急に凋落したが、此の「中國共產主義同盟」は現存せる唯一の反中國共產黨組織である。（完）

附 錄

人民戰線巨頭の江蘇高等法院への答辯狀

各界救國聯合會の巨頭、沈鈞儒は一九三六年末民國緊急治罪法に依り逮捕され、江蘇高等法院看守所に監禁され、以來半ケ年の無聊を執筆或は詩作で慰めてゐたが、忽々本年六月十一日より第一回の公判の開廷を見た。最近辯護士江庸氏は被告と同議の上、辯訴狀を作成し江蘇高等法院へ提出したが、大要は次の如し。

一 答 辯 一 狀

被告等は國亡を痛念せざる日なく、奮起して難に赴く事人後に落ちざるもので、救國會及び被告等は救亡の道はたゞ一つ全民族が團結一致して禦侮抗敵するにありと認め、言論も行動もすべてこれに歸してゐる。この事は救國會及び被告等の個人の文件を見ても證明し得る通りで、その後全國抗敵の情緒高まり、政府外交強化の後盾となり、奸民の策謀は敗れ、華北の局勢も暫く安定し、對日外交は強化され、敵人の意氣稍や殺がれたが、被告等は自ら能力の薄弱なるを恥じてゐた際、圖

らずも去年十一月廿二日の真夜中、突如として共同租界佛租界に於いてそれ／＼逮捕され、危害民國緊急治法罪第六條の罪で公訴を提起された。按ずるに同第六條は「民國を危害する目的を以て團體を組織或は集會し、或は三民主義と相容れざる主義を宣傳したる嫌疑」を罪としてゐるが、救國會の目的は説明するまでもない處であり、起訴書には犯罪證據を羅列すること十項の多きに達してゐるが、茲にその誤謬を剔抉し、逐一答辯すること次の如し。

(一) 起訴書第一款に被告等は中央の赤禍模範の國策を阻害する意志ありとしてゐる。

然るに此の第一款中に引用の文件内容を見れば聯日、攻蘇、反共の善惡を論じてゐる所より知り得る通り、純然たる抗日の一點より出發してゐるのであつて、未だ攻蘇、反共にまで及んでゐないが、蓋し救國會は日本に對して起つたもので、對日以外のソ聯、共產黨問題はもとちと救國會の本旨と干渉なきものである。又中日防共協定を去年秋の中日談判中に日本側から一二度提出した時、政府は終始これを堅く拒絶してゐるのであつて、救國會のこの點に關する見解と政府の措置は全く一致してゐる。

(二) 起訴書第二款に被告等は現政府が統治權を有する事を承認せずと主張してゐるが、これ全く謂はれなきものである (説明省略)。

(三) 第三款に小冊子「團結禦侮」中の數語を引用して、共產黨援助の意ありて國民黨と政府を各黨各派と同列に見てゐることは、現政府を蔑視し、且つ共產黨に有利なる宣傳をなすものであるとしてゐる。然しこれは未だ研究不足にしてその結論は原意と反して居り、又同小冊子は沈鈞儒、章乃器、鄒韜奮及び陶行知ら四人の發表せるもので救國會の文件に非ず、又その所論の要旨は全民族の團結一致を希望し、國民黨が主となつて動き各黨各派を聯合せんことを深く望んだもので、共產黨が各派中の主要なるものであつたに過ぎない。

(四) 起訴書第四款に救國會が用ふる所の「聯合陣線」「人民救國陣線」等のスローガンと「人民戰線」は同じものであると主張し、且つ第八款内に於いて「人民戰線」は第三インター第七次大會通過のスローガンと同じである。故に被告等のスローガンは實に第三インター代表大會の決議案に基いてゐるものであると主張してゐるが、救國會刊行物に用ふる各「陣線」の意義が、全民族聯合抗敵救國を主旨としてゐることは、各文の上下を見て貰へば判る通りで、外國で提唱されてゐる戰線の意義とは混淆出來ないものである。

(五) 起訴書第五款に於ては毛澤東が書簡の印刷物内に於いて憲法を非難してゐる點と、被告等の評論が符節を合してゐると主張してゐるが、これ亦全く斯るものではない。(説明省略)。

(六) 起訴書は又被告等が工人を煽惑し、不法の企圖をなすものとしてゐるが、罷工後援會の組織されたのは上海の日本人紡績にストライキ発生後であり、冬のため罷工失業せる者が困窮せるため、所謂後援とは口腹の資を援助し、以て病死の慘を免れしめんことを期したものに過ぎない。

(七) 起訴書第七款に郵箱の家中より闘争報が発見されたと主張してゐるが、實は斯るものあつた事さへ知らなかつたが、之は友人がこの中に郵と章の文と關係あるものが載つてゐるからと稱し、買ひ求めたものを郵は一讀後一笑に附したものである。

(八) 起訴書第九款に西安事變の中心は被告らが軍人と勾結し、軌外の行動を謀つたものであるとしてゐる。

然し乍ら西安事變の發生は十二月十二日であり、被告逮捕は十一月廿二日である。事變當時は拘留の身で外部の人間と勾結の手段なき筈である。檢察官が今年三月九日第五次審問の際に、被告に對して張學良の要求八ヶ條を示し、且つ被告に對し兵練辦法に賛成か否かを尋ねたが、當時の答は

此種辦法は内戦を惹起し、抗日力量を弱めるものである理由で賛成しなかつた事は記録を見れば判ること、軍人と勾結せる事はない。

(九) 起訴書第十款に羅青が民國危害を目的とする團體に参加し、章乃器、沈、鄒らの處へも交渉した事があると主張してゐる。

章は羅青に對し何ら救國會組織を命じたる事なく、且つ救國會は外部に人をやつて何ら團體を組織した事はない。地方に救國會が成立したのは自發的組織である。

以上の如く被告等は救國會に從事したが、政府在來の政策及び現在の措置と均しく合せざるはない。起訴書は犯罪證據十款を列記するも一として成立するものはない。公平なる法の裁を以て無罪として冤獄を雪ぎ正義を伸ばし、同時に豫め拘留を停止し外部より呼出して審理されし。

救國會領袖十四名の起訴狀文

本年四月三日救國會領袖等は危害民國緊急治罪法令第六條に依り、江蘇高等法院より正式起訴されたが、被告等の起訴狀全文は以下の如くである。

起訴狀文

被告氏名（省略）

以上被告は左の如き犯罪事實に基き起訴せり。

犯罪事實及び證據

一、犯罪事實

沈鈞儒、王造時、李公撲、沙千里、章乃器、鄒韜奮、史良及び逃亡中の陶行知等八人は現政府に不満を感じ、上海に各黨派聯合抗敵を名とし、先づ文化界職業界婦女界等の各界救國會を組織し、次いで聯合大學教授聯合會、學生界救國會、工人救國會、國難教育社等の團體を動員、上海各界救國聯合會を組織し、更に其の範圍を擴大、全國各界救國聯合會を民國廿五年五月卅一日上海共租青年協會に於いて組織し、「全國各界救國聯合會成立大會宣言」「抗日救國初步政治綱領」を發表、同年七月更に「團結禦侮的基本條件と最後要求」なる刊行物を發表、内戰停止、釋放政治犯、紅軍との協和、統一抗敵政權の設立等を要求し、其の旨を發表したが、當時西北に居た西北共產黨の領袖毛澤東は彼等の意見に同意を表明せる爲、彼等は更に其の勢力擴大の爲、羅青をして紅蘇各界救國聯合會を組織せしむと共に「救亡情報」等を發行、中央政府を抗撃し、民衆の政府信頼を弱め、偶々

日本紡績の罷業發生するや、機に乗じ罷工後援會を組織し策動をなせり。

かくて彼等の共產黨と結托し非法團體組織、政府顛覆の行動を明かにする爲、上海公安局は沈等七人を逮捕、又軍事委員會は紅陰に於いて策動中の羅青を逮捕するや、顧留馨、任頌高、張中勉、陳道弘、陳卓等の五人は上海各界救國聯合會の名を以て彼等の釋放を要求せし所、顧は上海職業界救國會の會員にして、任は同會理事の地位にあり、共犯の嫌疑ありし爲、同様取調を行ひし所、彼等も亦民國に危害を加ふ目的を以つて非法團體を組織、三民主義と相反する思想を宣傳し居たる爲茲に起訴せる次第なり。以下犯行の證據次の如し。

二、證據（省略）

以上述べし所に依り、本件被告沈鈞儒、王造時、李公撲、沙千里、章乃器、鄒韜奮、史良、陶知行、羅青、顧留馨、任頌高、張中勉、陳道弘、陳卓等は共同して民國に危害を加はへる目的を以て團體を組織し、三民主義と相容れざるの主義を宣傳したる故に、刑法第十一條第十八條及び危害民國緊急治罪法第六條の罪に該當するものと認め、此處に起訴するものなり。

中華民國廿六年四月三日

江蘇高等法院

上海に於ける白・赤露人の情勢

はしがき

ソヴェット聯邦に於いては、先の合同・並行本部事件より、今次の建軍功勞者八將軍の銃殺とスターリンの獨裁をめぐり、今や血みどろな國內鬭争が展開され、其の結果、同國の對支政策にも重大な支障が招來されんとして居る。この同國の對支工作の本據が蘇聯大使館にあることは言ふまでも無いが、其の外廓的組織團體として暗躍して居る蘇聯在留民の狀況はどうか。又祖國を追はれ、一抹の帝制復興の夢を抱き乍ら、強化された蘇聯の事實を承認せざるを得ない白系ロシア人の現狀はどうか。本稿は之等の情勢に現地調査を加へたものであるが、其の性質上會員のみに配布すべく「秘」扱として發行したもので、茲に特に輯録したのである。

昭和十二年六月廿五日

第一篇 白系ロシア人社會とその動向

第一章 白系ロシア人の經濟的發展の概観

第一節 個人經濟の基礎確立と公共施設への飛躍

個人經濟の確立

一九一七年春以來、ロシア民衆の中に育成された共產主義は圓熟し、同年十月に革命の火蓋は切られ、さしにも奢りを極めたロマノフ王朝、一夜にして根底から覆された。「社會全體の利益のために」政權は革命政府の手に移り、社會主義蘇聯邦の理想とする一切の工作が此に始めて實現するに至つた。この結果、その昔榮華の夢華かなりし祖國を失ひ、革命の血祭の中から九死に一生を得た白色避難民の果しなき放浪の旅は、世界地圖の上に遽かに擴り、歴史に悲惨な一頁をつけ加へた。これら白色避難民は主として歐洲方面に逃れ、巴里を中心にラトヴィヤ、エストニア、ポーランド、チエツコスロバキ

ヤ、獨逸、白耳義、更に滿洲國、上海へ續々と避難した。

殊に一九二二年十一月沿海州政府の没落後、最後の希望を失つた白系露西亞人は、浦鹽から朝鮮國境を越へ、滿洲、支那へ移住を開始した。上海へ避難した白系露人の經路は、大體浦鹽から海路をとるものをはじめ、浦鹽から新義州、天津を経て陸路をとるもの、浦鹽から奉天、哈爾濱方面に避難し、更に南下して天津方面から來滬するもの、ザバイカルから滿洲里を越へてハルビン方面に避難し、漸次來滬するもの、或は日本から或は歐洲方面から來滬したものもある。

斯くて一九一八年頃には僅かに百名足らずの在上海白系ロシア人は、一九二三年には既に一萬人を突破し、一九三五年には二萬を越ゆるに至つた。昨年（一九三六年）來滿洲方面より流れ來つた者を合算すれば、二萬五千餘名に上ると言はれて居る。この様に革命後世界各地に亡命せる白系ロシア人は約百萬人と言はれて居るが、其の大多數はポーランド、ルーマニヤに次いで支那、滿洲國に亡命して居る。革命に追はれた之等の團體避

難者が、洪水の様^{こつぷん}に殺到^{ころつ}した當時の上海には、之等大部分の者を佛租界の寺院に收容^{しゆうじやう}したが、彼等は漸次市中に居住の場所を定め、佛租界霞飛路を中心に、更に共同租界にまで其の居住區域を擴大し、遂に現在の如き白系ロシア人區域を構成するに至つたのである。

之等の白系露人の大多數は殆んど無一文であつたが、その中多少の資金を有するものは漸次商賣を始め、舊白軍の軍人の如きは共同租界及び佛租界工部局、電信局、電話會社等に就職する外、各自の専門技術を應用して、各國外人商社に就職、婦女子等の大多數は商店の賣子、酒場の女給、ダンスホールの踊子として働き、生活戦線に乗り出して白系露人社會の建設に力を注いだ。尙ほ露西亞義勇隊及び佛租界警察付露西亞人隊が組織されるや、この方面にも就職するに至り、白系露人社會の基礎は動かすべからざるものとなつた。その後數年を経ずして霞飛路を中心とする一帯は露人商店街の目貫街となり、一時白系露人の取引高月額千萬弗と云はれた時代さへ現出した。勿論經濟力の點に

おいては各國のそれと比ぶべくもなき微弱なものであつたため、一般社會機構の上から見れば隷屬的な地位にあるが、特殊な一小社會を建設したことは否み難き事實である。何れにしても無一文に近い彼等が、汗と油で築き上げた發展は容易ならぬものがある。

公共施設への飛躍

斯くて彼等は其の生活的基礎が確定するや、漸次社會組織の建設に乗り出した。其處で先づ組織されたのが一九二四年の露國亡命委員會であり、同會は相互間の連絡救濟事業を進めるに至り、續いて各種の職業的團體が構成された。即ち「露人醫師會」「ロシア労働者組合」「ロシア法律家協會」「露人技師會」等が夫である。又學校の如きも一九二一年に上海露人學校が設立されたに續き、商業學校が創立され、更に音樂學校、或は貧民女子小學校等も設けられた。一方宗教的施設としては宣教々會の外、一九二四年には二つの正教々會が設立され、露國回教徒會等も創立された。更に慈善團體機關の發展には著るしきものがある。現在上海のロシア人社會には學校、寺院、慈善團體、社交、

娛樂機關を始め、新聞、雜誌が組織的に發刊されて居るが、其の情勢を見れば次の如くである。

(一) 學校

聖アンドレイスカヤ寺院附屬小學校(右協會に屬する小學校、一九三二年の設立、各寺院信徒の子弟を收容して居るもので、佛租界環龍路二二〇號にある)

佛租界工部局立ロシア小學校(一九三三年の設立、佛租界藍米路にある)

舊露韃回教徒小學校(回教徒の子弟を收容する學校で、佛租界環龍路五〇五號にある)

露西亞實業學校(一九二三年の設立、共同租界榆林路二七號にある)

露西亞商業學校(一九二七年の設立、佛租界貝當路七三七號にある)

舊露國婦人同盟附屬女學校(一九三三年の設立、ドロンニコワ夫人の主宰する慈善的な組織を有する學校で、佛租界萬面西愛路三五九號にある)

この外教育團體としては「露西亞教育教會」をはじめ「露西亞國民少年團」「露西亞學生同盟」「貧困露西亞人學生救濟會」「露西亞夫人同盟」等がその最なるものである。

(二) 寺院

聖アンドレエヴスカヤ寺院（一九二三年の設立、佛租界環龍路二二〇號にある）
 聖アルヒエレイスカヤ寺院（一九二三年の設立、佛租界亨利路五五號にある）
 聖ウオスケレンスカヤ寺院（一九二三年の設立、共同租界公平路一二號にある）
 聖ニコラエヴスカヤ寺院（一九二三年の設立、佛租界高乃依路三〇號にある）
 聖ソフイヤ・ナゼヂダ寺院（一九二三年の設立、佛租界邁而西愛路三九五號にある）
 宗教團體としては「露西亞正教友愛會」「聖ニコラエウスキー寺院信徒會」「露西亞國
 民宗教委員會」「露西亞正教寺院協會」等がある。

(三二) 慈善團體

露西亞正教友愛會附屬病院（一九二五年の設立、佛租界マレスカ路二六〇號にある）
 露西亞慈善協會（一九二二年の設立、佛租界古拔路二五五號にある）
 白花會（一九二三年の設立、佛租界巨額達路五八六號にある）
 露國亡命委員會附屬露人救濟會（一九二六年の設立、共同租界基爾鳴路一一八號にある）

露西亞正教友愛會附屬病院（一九三三年の設立、佛租界西愛威斯路四八五號にある）
 老齡亡命者救濟會（一九三〇年の設立、佛租界龍飛路六九七號にある）
 幸運扶助協會（一九三三年の設立、佛租界環龍路一八八號にある）
 蘇聯邦脱出者救濟會（一九三四年の設立、佛租界斐德路一二九五號にある）
 マグダリノマリヤ慈善會（一九三四年の設立、佛租界環龍路二二〇號にある）
 アルヒエレスカヤ寺院附屬慈善委員會（一九三四年の設立、佛租界亨利路五五號にある）

(四) 社交娛樂機關

ソコール體育協會（一九二九年の設立、佛租界亞爾塔路三七〇號にある）
 露西亞將棋クラブ（一九三四年の設立、共同租界灑山路六九號にある）
 露西亞家の會（一九三四年の設立、共同租界威海衛路九二號にある）

(五) 新聞雜誌

シヤンハイ・スカヤ・ザリヤ

資本金五萬弗をもつて一九二五年創立されたもので佛租界霞飛路七七四號に事務所を置いてゐる。哈爾濱「ザリヤ」紙の姉妹紙で獨大系白系露字新聞として勢力を有し幾分反日的な傾向をもつてゐる。編輯長はアルノリドフ氏である。

スロポオ

一九二九年の創刊で資本金六萬弗、發行部數二千餘を出し、ザリヤ紙と共に白系露人の有する二大新聞の一つである。佛租界亞爾倍路二三八號に事務所を置き編輯長ザイツェフ氏で積極的な反蘇闘争を宣傳してゐる。

ノーウイ・プーチ

白系第二世達によつて組織される親蘇反日團體露西亞青年同盟の機關紙として事務所を亞爾倍路二三八號に置き一九三六年秋以來の活躍は紙面の上に十分なる活潑をよく現してゐる。(昭和十二年二月末蘇聯邦人に買収され、赤色宣傳紙となつたが編輯スタッフは稍従前通りである點が注目される)

ゴース

週刊の英露字新聞で反蘇宣傳機關紙、共同租界威海衛路八二四號に事務所を置いてゐる。

此の外、婦人雜誌、軍事雜誌等の不定期刊行物はなほ十餘種類發行されてゐる。

第二節 民族委員會の設立及び職業團體の組織

既述の如く、上海に亡命當初大部分のものが放浪者に近い生活の中にあり、ソ聯邦のあらゆる機構に呪咀の矢を向けながらも、如何ともすることが出来なかつたが、當地に生活の本據を定めて以來二、三年にして、六、七割の就職率を獲得し、更に個人商店の數も年と共に増加し、佛租界の一角を殆んど獨占して、共同租界の商店街と匹敵する程のものを作り上げ、各種の社會的施設を得たことは白系露人の非常なる經濟的發展を物語るものでなくて何であらう。斯くて彼等は先づ其の生活の安定より經濟的發展工作遂行へと邁進するに至り、一舉にして其の社會内には、從來抱いて居つた意慾、思想の具體化が始められた結果、各種の團體組織を見るに至つた。一九三四年頃までには上海のロシア人社會には幾多の團體、機關の續出を見るに至つたが、一九三五年四月在滬白系諸團體の合同統一運動が起り、「在滬白系露西亞民族委員會」が設立された。同會はもとより白系露人の安寧幸福を圍り權利を擁護せんとするもので、主として社會公共事業並に領事館に匹敵する仕事を行ひ、更に積極的な政治工作に乗り出さんとして出發した

のである。右組織された「在滬白系ロシア民族委員會」に参加せる團體機關を見れば次の如くである。

在滬白系露西亞民族委員會所屬團體

露西亞亡命委員會、露西亞民族委員會、露西亞公共會、露西亞第一學校、露西亞教育教會、舊マ
ネコフ將軍部下戰友會、舊ハバロフスク陸軍幼年學校同窓會、露國正教友愛會、ウラル・シベリヤ
労働者協會、露西亞教會同盟、宗教皇帝國民同盟、露國學生同盟舊滿洲派遣軍戰友會、文藝協會、
亡命露西亞人救済會、露西亞病院、舊ウラル聯隊戰友會、トルコタール國教自治會、舊ジエルゲ
ルスキー將軍戰友會、舞臺労働者國民同盟、在滬英國砲兵材料廠露人労働者組合、露西亞商業學
校、露國銃兵同盟、在滬英國防備軍所屬舊露國労働者組合、十字勳章佩用者同盟、露國回々教委員
會、露西亞少年團聯盟、露國復興協會、露西亞労働者同盟

然し乍ら右統一機關たる委員會は、之を要するに後述するが如き政治運動を遂行する程其の機能は發揮されて居らず、單なるロシア人社會の發展、安寧増進の役割を果たせ

るもので、斯くて委員會の組織と共に、他方經濟的發展の一つとしては、製酒工場、洋服工場、菓子製造工場、建築事務所、圖書館等が設立された。この間彼等は組織された金融機關を有せず、かへつて日本の朝鮮銀行が彼等の社會で相當の信用を得てゐることは注目に値する。なほこの種職業機關及び團體を調査すれば次の如し

露西亞技術者協會（在滬白系露人技術者の團體で靜安寺路に在り、一九三三年の創立、主宰者プラン、會員約二百名、一）

露西亞醫師會（露人醫師の機關にして靜安寺路に在り、一九二三年の創立、ザルンを會長に會員約六十名）

露西亞法律家協會（辯護士その他法律事務に關係する者の機關で霞飛路にあり、一九二五年の創立、會長メツレル、會員約五十名）

舊露國商船隊海員協會（公館馬路にあり、一九二五年の創立、オセツロフを會長に、會員約百名、）

バス會社露西亞人従業員組合（勞東路にあり、一九三四年の創立、會員約七十名）

露人印刷工組合（霞飛路にあり、一九二五年の創立、メツレルを會長に會員約四十名）

露西亞赤十字看護婦會（霞飛路にあり一九三〇年の創立、會員約廿名）

露西亞婦人職業協會（霞飛路にあり、一九三三年の創立、會員約廿名）

以上によつてツアアの没落に次ぐ、ボルシエグキキの共産主義政治によつて國を追はれた白系露人等が海外に亡命し、その極東に逃れたものゝ一部が上海に流れ込み、次第に生活の安定を得て小社會を結成、個人經濟の基礎を作ると共に、公共施設の完成に努力したことが大略説明出來たと思ふ。

併しながら近時數年來世界を襲つた不況の嵐は、當然の結果としてこの白系小社會にも侵襲し、この間閉鎖の浮目を見たものも尠くない。

第二章 第一期政治運動の擡頭

第一節 初期三派の活動

前述の如き建設工作に依り、在上海ロシア人は經濟的基礎の確立を見るに至つたが、夫れに伴ひ次第に政治運動も開始されるに至つた。この種の運動は主として舊露國軍人及び官吏によつて指導され、巴里に本部を有する政治的秘書結社と連絡を取り、メンバーの獲得に努めつゝ、上海支部の結成といふ形で先づ現れた。而して夫等は孰れも帝政の

復活、共産主義打倒の旗印の下に、ニコライ大公を擁立せんとする「極東帝政派」、キリール大公を擁立せんとする「帝政派」、更に白系露人間に西比利亞の獨立運動を行はんとする「西比利亞獨立派」とに分れて居る。以上の三派はそれ々の旗の下に各「コザック」團體、政治團體を持ち、海外各地白系諸團體にも呼びかけて、自派の勢力擴大に狂奔した。

然し乍ら夫々異なる意見を有し、互に自己の主張を譲らず、常に内部的な争を起した結果、其の工作は多く失敗に來して居る。そして其の方法論を觀るに、孰れも機關紙の發行、同志の獲得に依る運動の擴大につとめたが、結局勢力の分散に終り、加へて之等政治團體の統一をなし得る人物缺如の爲に、前述の如き工作はさした効果を上げ得なかつた。依つて以上之等三つの政治團體及び各政治團體の中で重要な役割を務めて居る「コザック」團體の概觀を行つて見る。

極東帝政派

極東帝政派は白系露人政治運動の核心をなすもので、大部分の團體はこの派の系統をひき、巴里に亡命せるニコライ大公を擁立して、ロマノフ王朝の復活を目指した集團である。併しながら此の派に屬する各政治團體の指導者の軋轢がはげしく、幾多の醜き内紛さへ惹起したが、巴里における同會本部と連絡し曲りなりにも運動を確立して來た。即ち前露人權利々益擁護委員長グロツセ、コザツク團聯合會長オグロ布林・トランズ、バイカルコザツク團長カザコフ等を中心とする一派と、露人權利々益擁護委員會イワノフ、帝政派極東コザツク團長グレボフ、露人陸海軍人會長ヴァルテル、上海コザツク聯合會長シエンドリコフ等を中心とする一派とに分れ、相互にその指導權の奪ひ合ひを行つて來た。

而してオグロ布林、カザコフの組織せるコゴツク團聯合會と提携するものに、極東帝政派中央執行委員會がある。同會は一九二二年十二月の創立で、佛租界蒲石路二九一號に事務所を置き、ドムラチエーエフ大佐を會長とし、セメヨノフ將軍も亦之れと提携

して策動し、機關紙を發行して帝政派の宣傳を行ひ、その他各種の方法をもつて帝政運動の擴大を圖つた。

キリール大公派

キリール・ウラヂミル大公派には前露國海軍關係者が多く、上海支部長はベゾアール少將で、ニコライ大公派が巴里及び極東浦鹽を中心として運動を起し、極東支部を上海に移して各所と連絡をとつてゐるのに反し、キリール・ウラジミル大公派は別個の運動を行つてきた。同派の極東支部長ジャドウィン大佐は新京にあり、主として滿洲における運動を指導してきたが、上海に於ける同派の運動は微弱なものであつた。ニコライ大公の死後、同大公派支持の各團體が挫折してからは、同派は漸次運動を擴大するに至つたのである。

西比利亞獨立派

同派は、サザノフを指導者とし、上海における指導者はモラフスキーで、同人は自ら

將來西比利亞共和國大統領を以て任じて居る。

前記二派とは全く別個の行動を以て運動を行ひ、滿洲諸地方をはじめ、露滿國境地帯及び西比利亞諸地方に多數の秘密支部を組織し、ソ聯共產政府の機密を謀報する一方、西比利亞農民の反動革命を煽動して、其の工作には積極的なものがあつた。尙ほこの派はトロツキストと氣脈を通じ、更にソ聯邦政府の要人中にも同志を有し、社會主義國家を獨立せんと企て、一時外人間に猛烈な策動を行ひ、相當の資金を得たが、いまは勢力を全く失墜してゐる。

第二節 コザツク團體の策動

次いでこゝに各政治團體の中にあつて重要な役割をつとめてゐるコザツク團體の概略を述べて置かう。

上海コザツク聯合會

在上海コザツク兵の貧困者救済を目的とし、コザツク兵の統一機關たらしめんとしたもので、

最初二百餘名の會員を有し、佛租界呂班路二五一號に事務所を置き、積極的な活動を行つて來た。

會長には辯護士シエンドリコフ、副會長にボロジン將軍、その他コザツク團の有力者が委員としてこれを援助したものであるが、早くも内部的勢力争ひを生じ、カザコフ大佐の卒ひるトランスバイカル・コザツク團が脱會したのを始めとして、その後多數のコザツク團の脱會を生じ、殘留するものは僅かにグレボフ將軍と少數のコザツク團に過ぎない。かゝる状態に加ふるに財政的貧窮甚だしく、何等積極的な行動に出ることは出来なかつた。尙ほ同聯合會の有力なる附屬團體は、アムトルコザツク、アストラハンコザツク、クーバンコザツク、シベリアコザツク團等である。

ウラル・シベリヤ・コザツク團

グレボフ將軍の舊部下であつたカザコフ大佐の卒ひるもので、佛租界福照路に事務所を置き、徹底的にグレボフ將軍と争つて仕事を進めてゐる。

極東コザツク團

グレボフ將軍派に屬するもので、帝政時代に露西亞帝國沿岸警備の任に當れる小軍艦オホーツク號を所有し、廿七名のコザツクを同船に乗せ、傷病者の看護、衣服の修繕、給與等、各種の救濟事

業を行つた事がある團體で、指導者イワノフ大佐はキリール大公派の運動を支持し、今は團體としては何等の實力をも持つてゐない。

コザツク團聯合會

會長はオグロプリン將軍で、上海コザツク團聯合會に對抗すべく、カザコフ大佐と協議の上組織したものである。この會は愛國帝政派の中心を樹立し、ニコライ大公を積極的に奉戴するもので、同會に加盟してゐるのはオレンブルグ、トランスバイカル、アムール、イルクウツク、ウスリー、シベリヤ、エニセイ等のコザツク團體である。

かくしてコザツク團體も、政治的背景のもとに自己の勢力擴大のために相争つて來たが、政治運動の中心が常に動搖してゐるので、コザツク團體もこの影響を受けて、今日では支離滅裂の状態に陥るの運命を辿らなければならなくなつた。

然るに一九二九年一月、突如ニコライ・ニコライウイチ大公はその亡命地巴里において病死したといふ報が全世界のロシア人社會に傳はるや、亡命十年白系帝政派の望みは

地に墜ち、その陣營は全く崩壊するに至つた。其の結果ドムラチエーフを指導者とする極東帝政派中央執行委員會、グレボフ・シエンドリコフの勢力下にあつた露人權利々益擁護委員會も共に解散、四分五裂し、その他の各團體も従つて各自にその主張する主義に依つて、或はキリール大公派の陣營に投じ、或は共和主義に、或はファシスト團に走り、この間中立無所屬派も生れ、白系政治運動の陣營は、これを契機として一大轉換を見るに至つた。其の結果ドムラチエーフは極東帝政派中央執行委員會の解體後北平に走り、後に至つてグレボフ一派を支持するやうになり、シエンドリコフは中立を叫んで白系露人諸團體協議會を組織したが、その中一部のものはキリール大公派に、尙ほ或る者はアタマン・セメヨノフと並び稱される帝政派のデイテリツクス將軍の下に屬し、相互間に雑多な鬭争をつゞけつゝも新運動を展開し始めた。

第三章 第二期政治運動の動向（ニコライ大公死去後の狀勢）

第一節 キリール大公派、デイテリツクス將軍派、

前述の如く白系ロシア人政治運動に大影響をあたへたニコライ大公の死を契機として展開された新運動とは、果して如何なる組織及び細胞をもつて進められたか？

キリール大公派に屬するものには「露國正統王朝派同盟」「露西亞青年同盟」があり、前者は本部を巴里に置き、中國代表はミハイロフ、一九二二年の創立當初は白系露人の中にあつてさへ存在を認められなかつたが、一九二九年初頭から積極的活動を開始し、キリール大公を擁立して帝政露西亞の復興に力を注いだ。後者は露國正統王朝派同盟の姉妹團體で一九三一年の創立にかゝり、本部は巴里、中國代表はウエリグリミイニン新聞「新道」を發行し、年と共に會員は増加し、現在では三百名を越へ、新進氣鋭の政治團體にして親ソ反日を唱へてゐる。同青年同盟の組織分子は革命を直接知らない第二世達によつて作られてゐるもので、機關紙「ノーウエ、ブーチ」は本年ソ聯邦側に買収された。尙ほ編輯スタッフは大部分従前通りであることは注目される。在上海白系露人の

三%はキリール大公を擁立し、青年同盟の會員は二百名に上つてゐる。

デイトリツクス將軍派には「新時代同盟」「全露國軍事同盟極東支部」「舊露國陸海軍同盟」が屬し、「新時代同盟」は一九三一年の創立、機關紙「轉換」を發行して反ソ宣傳を行つたが、現在では機關紙の發行に支障を來してゐる。本部はユーゴースラビア、指導者はフォーミン大尉である。

「全露國軍事同盟極東支部」は一九二七年ニコライ大公がブルリン將軍に命じて創立したものであるが、一九三一年デイトリツクス將軍がその任を受け継ぎ、目下極東における唯一の有力なる白系軍事團體にしてソ聯邦内地の暴動を煽動し、革命によつてソ聯邦を覆さんとし、積極的策動を行ふ白系團體の多くは何れもその派に屬し、現在會員二千五百名と云はれてゐる。「舊露國陸海軍同盟」は一九二二年の創立で、最初政治的には活動しなかつたが、ニコライ大公死後、全露國軍事同盟極東支部の活躍と併行して活動

を開始した。デイテリツクス將軍は主として反ソ工作の裏面的活動を行ひ、ソ聯邦の軍事的情報を蒐集してゐるものと云はれてゐる。

反日派政治團體としては「白系露人諸團體合同協議會」「露國青年君主々義者同盟」がある。兩者は「ゲ・ベ・ウ」の一人が縁を引き、チエツコスロバキヤの國籍を有する者が政治的工作をなしてゐると云はれ、反日策動及び親日露國人團體に對し彈壓工作を行つてゐる。尙ほこの他に親日露人及びその機關に對し、反對工作を行つてゐるものに、露西亞系猶太人の「猶太人協會」があるが、何れも一九三〇年以後の創立に拘らず、今日では著しく衰微して來た。

「極東軍將兵同盟」「露國軍旗團」「イルクーツク・コザツク團」「オレンブルグ・コザツク團」「沿黒龍州亡命者協會」「サバイカル・コザツク團」「ウヌリ・コザツク團」が

それである。セメヨノフ將軍は大連に在つて反ソ運動を行ひつゝ、白系露人の合同運動を企て、一九三三年極東各地のコザツク團體を糾合し、「極東軍將兵同盟」を創立した。この團體はデイテリツクス將軍及びミハイロフ將軍兩派と鼎立する有力な團體で、共産黨打倒を主眼として西比利亞の獨立國建設に力を注ぎつゝあり、本部を大連に設け、滿洲、支那各地に支部を置き、上海支部長はジュコヴスキイ少將で、團員一千四百名と云はれてゐる。

一方セメヨノフは一九三五年三月頃から上海白系移民村を滿洲國に作ると宣傳を開始した。これは滿洲國政府から土地を委託されたのを奇貨として右の如き宣傳を開始したもので、この報一度上海に傳るや、不況のドン底に喘いでゐた白系露人間にセンセーションを捲き起したが、この時、偶然滿洲方面から反セメヨノフ派の白系露人が數十名上海に流れ着き、セメヨノフが何事か策動せんとしてゐるとの野心を曝き、「在滿白系露人は救済されるや否や？」との暴露演説を行つたため、移住したものは五十餘名に過ぎ

ず、白系露人間では未だ半信半疑の眼を向けてゐる。

第二節 ファシスト運動の擡頭

第二期白系露人政治運動上に横たはる珍現象としてはファッシュ運動の勃興で、「ファシスト團」或は「ファッシュ青年同盟」その他各種の「ファッシュスト」團體と稱するものが輩出したことである。これは一九三四年アメリカから來滬した米國系白系露人ウオンシャツスキーなる人物が「全露ファッシュスト團極東支部」開設のため、多額の運動資金をもつて活動した結果によるものである。

同人は演說會を開催しては白系露人に呼びかけ、或は資金の一部を提出しては運動の擴大強化を圖つた。然しながらウオンシャツスキーは猶太「マツソン」結社の一員で、その妻は「プロソビエートグループ」の會員であることが立證され、更に多くの資金を調達し得ないとの理由でホイコットされ、一年ならずして解散状態に陥つてしまつた。

白系露人政治運動の不統一、資金難が及ぼす同運動の腐敗は、このファッシュスト團の發

生においてよく物語つてゐる。これこそは白系政治運動を常に暗くしてゐるところのものであり、取除くことの不可能なものであらう。

シベリア獨立派の運動も亦同様物資の問題から波亂を起してゐるが、この運動は前述した如くセメヨノフ將軍と結んで策動してゐたもので、指導者の一人モラフスキーがソ聯邦側を買収せられ、その密偵を務めた事實が發覺し、白系露人間の信用を全く失ひ、現在相手にする者もなき状態に立ち至つてゐる。

西比利亞獨立運動は哈爾濱をはじめ滿洲諸地方、殊に露滿國境地帯及び西比利亞諸地方に支部を置き、ソ聯邦政府の妨害工作と西比利亞に於ける共和主義國家の樹立を旗印として一時相當活動したものであるが、現在は全く其の影が無い。

第四章 最近に於ける政治運動

第一節 百鬼夜行の政治活動

ニコライ大公死後勢力を挽回したキリール大公派或はデイテリツクス將軍派の「極東

「軍事同盟」は、機關紙の發行、同志の獲得、運動の強化を圖る外、いづれもソ聯邦における軍事的情報の蒐集等により出し、反ソ工作の裏面的活動をつゞけたが、一方上海では在滬白系露人各團體合同の氣運に乘じ、一九三二年メツレルを中心として着々その準備工作が進められた。

これに對して露國購買組合上海支部のグレボフ、シエンドリコフ、アフアナシエフ、コチネフ等による赤系諸團體協議會が結成され、早くも合同阻止運動が燃へ上るに至つた。同人等は蘇聯邦機關と氣脈を通じ、白系露人各團體の切崩しにかゝつたものであるが、當時メツレル一派は在滬白系全露人に對し、右購買組合系統の者は「ゲ・ベ・ウ」の密偵であると發表し、「蘇聯邦密偵の煽動に迷ふな」と檄を飛ばしてこれに對抗したが、之等の惡狀勢に依り、合同協會は創立間も無く解散するに至つた。

こゝに於いて政治團體統一問頭は喧しく叫ばれ、合同の機運が相當積極的に動き出したのであるが、各派は何れもその主張を譲らず、自派の勢力を以て他をリードせんとした。

て内訌を續けるに至つた。併しながら窮極の目的たる祖國の復興と云ふことに對しては執拗な執着を胸中に持し、而も一致する意見は日蘇間の戦争による蘇聯邦の敗退、共產主義政治の顛覆に依り、祖國復興の實現に努力してゐるのである。

上述の如くキリール大公派と云ひ、デイテリツクス將軍派と云ひ、反日派團體或はセメヨノフ運動、ファツシスト運動、西比利亞獨立派等々、一時は全く入亂れて活動したが、これ等所屬の各團體が更に輪をかけて、同一系統であるにも拘らず、睨み合ひの形をとつてゐたことは、白系露人政治運動の大なる妨害となつた事は明かである。

而して更に注目すべきは一九三二年グレボフ、シエンドリコフ、アフアナシエの一味は白系諸團體協議會を結成し、メツレルの亡命委員會に對立したが、メツレルを中心とする在上海白系露人各團體合同の氣運が熟するや、彼等は直ちに諸團體協議會を成立し、白系露人唯一の合法團體たることを上海市政府及び公安局に登録し、其の勢力の擴充に務めたのであつた。

第二節 ソ聯新憲法及び日獨防共協定を繞る動向

然るに其の後注目すべき現象が展開さるゝに至つた。即ち一九三六年の日獨防共協定の成立及びソ聯の新憲法制定は、在上海の白系露人間に異常なショックを與へ、從來親日派と見られて居たデイテリツクス將軍派の「全露國軍事同盟上海支部」「舊露國陸海軍戰友會」キリール大公派の「露國正統王朝派同盟」「露西亞青年同盟」等がそのスローガンの中に新しく「反日」を叫び出したことである。これらの團體の態度は、最初帝政復興の爲に、日本の助力を唯一の武器として來たものであるが、日獨防共協定を曲解し、果然反日態度を採り「共產主義のないソヴェット制度が我等の採用する道である」となし、内部に於いては個人的に蘇聯邦と密接なる關係を結んで、「祖國に歸れ」の宣傳に狂奔し始めたのである。當時蘇聯邦政府は全世界に散在する白系露人に對し、「再び祖國に歸り、蘇聯邦制度の中に生活せんとするものには、財産及び仕事を與へるであらう」と發表して經濟的に失墜せんとしつゝある白系露人に衝動を與へた。

もとより蘇聯邦の主眼とするところは、白系露人の一致團結赤化であつた。故にこのときにあたり蘇聯邦の放つた矢は要するに成功したといへるだらう。白系政治團體の中には個人的に蘇聯邦上海總領事館に出入するものも相當に出で、先に決定を見た蘇聯新憲法に對しても、「我等は近く祖國に歸る日が迫つてゐる」と宣傳させ、日獨防共協定に關しても、亦「祖國の土地を守る上から我々は再び露西亞に歸へるだらう」との聲明を出させてゐる。

蘇聯新憲法は一九二四年第一回全蘇聯邦大會において採擇された最初の憲法の改正であり、一九二四年から一九三六年に至る期間内に起つた社會主義建設過程におけるソヴェット聯邦の生活上の變化を考慮に入れてなされたものである。即ち經濟、階級構成の變化、勞働者階級、農民、知識階級、民族の成長等、社會主義の勝利の上に立つてあらゆる問題を完全に取りあげた新しき法令なのである。社會主義の諸原則及びその主要なる基礎、土地、森林、工場、その他生産手段の社會主義的所有、搾取及び被搾取階級の

全廢、多數者の貧困と少數者の奢侈の廢止、失業の清算、「働かざるものは食うべからず」との原則に基く勞働能力者の勞働の義務と權利、休養、娛樂、教育の權利、等々がその基礎として規定されて居るのである。

かくて白系露人運動者の口から最近特に叫ばれるのは、「新憲法」をして蘇聯邦の民主々義化を計ると言ふのであるが、第八回臨時聯邦ソヴェット大會に於いてスターリンはこの點に關し左の如く述べてゐる。

民主々義とは一體何であらうか。相對立する階級の存在する資本主義諸國における民主々義は、強者のための民主々義、有産少數者のための民主々義である。ソヴェット聯邦における民主々義はこれに反し、勞働者のための民主々義、萬人のための民主々義である。

新憲法に對し各方面からの批評は種々であるが、上海白系露人の一部においては「新憲法は現行憲法よりもデモクラシー的色彩が著しく濃厚となり、あらゆる點に亘つて改

訂の筆が加へられてゐる。信仰の自由、宗教的儀式執行の自由の承認は、蘇聯邦が我々に近づきつゝある一の段階である」と言つてゐるが、參考までに批判的に見てゐるフランスの白系露字新聞ヴオズラジエ紙の論調を掲げて見やう。もとよりこの新聞は純白系露人のものである。

この草案は現行憲法とは違つて、支配的政黨の存在の役割を努めてゐる。第百廿六條には最も活動的にして且つ意義的な市民は共產黨に合成すと述べられてゐる。また第百四十一條によれば共產黨とその外廓團體たる勞働組合、青年團體、その他の團體に對して選舉における候補推薦の獨立權が保障されてゐる。この點には何の改革も行はれてゐない。一般的に草案は何等かの改革を齎らすよりは、寧ろ今日存在する状態を確定してゐるのである。(中略)ソヴェット制度は嘗つて國民の魂を支配したことにはなかつた。それを破壊せんとする赤色獨裁官は、自己の專制權力を組織すべき新しき方法に依つて、西歐デモクラシーにとつて魅力的であり、且つ又餘りにも鋭い視線

から自己の専制権力を隠蔽する方法を求めてゐる。ソヴェット國家に對するロシア國民の眞實の態度を證明した點に、ソヴェット憲法改正の完全な政治的意義があるのである。

新憲法が上海白系露人政治運動に與へた影響は、直接的なものではないが、親蘇反日運動の發生であり、五ヶ年計畫、更に五ヶ年計畫と轉りゆく蘇聯邦へのイデオロギ―を廣く深く掘り下げると共に、内紛の白露運動と對外關係を鋭く認識し始めたことにあらう。

更に日獨防共協定が發表されるや、當地白系露人各種政治團體は「日獨防共協定は露西亞への侵略である」となし、「上海在住の白系露西亞人は祖國の土地を守る上から、萬一の場合には露西亞へ歸るであらう」と聲明を發表した。右協定に關し滿洲國內の白系露人がこれに賛同、祝賀行進をなしたに反し、全くその立場を異にしてゐる點は注目される。ことに内亂續きで四離滅裂な状態にあつた白系政治團體が、再び活躍を開始し

た點の中に、百パーセント右の如き意識が作用してゐることは、一九三六年に入つてからの驚くべき一の動向として、今後の進展が注意されてゐる。

新憲法發表よりも更に強く影響したのが日獨防共協定であることは勿論、世界が擧げて該協定の動向に注目を拂つてゐるとき、白系露人に取つても亦重大なる問題であり、その一つの現れとして、親蘇反日團體の續出を見るに至つたものとするれば、當然その政治的活動は、今後大なる波紋を各方面に及ぼすことゝならう。

今日まで日本の助力を唯一の手段として來たこれらの諸團體が、一樣に「反日」的意識を運動のスローガンに折り込み、蘇聯邦とある種の關係さへ持ち出したことが、急激に變化した世界狀勢に刺戟されてゐることは、否み難い事實であらう。嘗つては親日を標榜してゐた團體が、今日最も反日的策動を行ひ、活動してゐるものは「全露國軍事同盟上海支部」「舊露國陸海軍人同盟」「露西亞青年同盟」「露國正統王朝派同盟」である。

これらは最も親日的な團體であつたにも拘らず、急激にその態度を變更し、新たに活

動し始めたことは、一説にこれ等の團體中に蘇聯邦人がフラクションとして巧みに入り込み、働きかけてゐるからであると云はれてゐる。然しながら「金なき猶太人」の境遇を乗り越へて、意識的にかゝる前進を行つてゐるものだとすれば、當然再考の必要が生れて来るだらう。殊に「露西亞青年同盟」は今回「自由論壇」なるパンフレットを發行することに決定、更に上海市内楊樹浦路に在る露西亞人公會堂に、毎週一回自由なる討論會を開いて現下に横たはる政治的諸問題を研究することになつた。この會合には露西亞人であるならば誰でも參加出来るが、討論の目的とするところは親蘇反日であり、着々とその活動を押し進めてゐる。同盟の中心をなして動いてゐるのは白系露人の第二世達であるが、嘗つて革命の慘渦さんくわの中を潛り抜けてきた親達の胸に培へる帝政復活の夢や何處に？ 上海に生れた青年達の頭腦には、蘇聯邦の現在の姿が如何に映つてゐるかを物語るものとして、興味ある問題である。

第三節 白露人政治運動への彈壓

亡命避難民ひなんみんの最も多く集つた上海佛租界では、最初相當の同情と好意を以て彼等を保護したため、租界内居住者約一萬五千を越へ、さながら白系露人村を建設したが、ボゴモロフ現大使の上海着任に當つて、同氏は佛租界當局に白系の政治運動の取締方を要求した。當時は未だ表面的な彈壓もなく、言はば黙認の状態にあつたが、佛國が親蘇政策を採るに至つてより一變し、極度の彈壓政策を採るに至つた。即ち一九三三年世界大戰休戦十五週年記念日における帝政ロシア國歌の奏樂禁止、一切の反蘇宣傳及び政治活動の彈壓、同年新時代同盟が發行した反蘇宣傳ビラの撤布禁止、更に露國亡命委員會の政治運動禁止、各種政治團體の租界外退去要求等が盛んに行はれた爲、在滬白系露人の憤慨がいかいは高まつた。その後白系側代表と佛租界當局との懇談の結果は幾分緩和かんわされたが、鋭い眼は今も尙ほ到る處に向けられてゐる。更に蘇聯邦は米國と相結んで彼等を彈壓する一方、有力分子の買収策を講じ、一九三三年には米國系金融機關によつて露人士官クラブの會館建設低利資金二十萬餘弗と敷地の無料貸付を行つた。更に一九三五年春米國政

府當局は、白系露人を陸海軍人に採用することに決した旨發表してゐる。

蘇聯邦總領事館襲撃事件、汚物投棄、反對デモ等々、一九二六年から三五年までの間に限りなく行はれた白系の示威運動は、蘇聯邦側の彈壓を物語る一の證據であるが、反蘇熱の高まると共に蘇聯側の彈壓妨害も熾烈となり、全力を擧げてこれに當つてゐる。中國側當局としては白系露人が滿洲國と連絡することを恐れてゐるが、白系政治運動が日滿兩國に好意を寄せてゐる事實に鑑み、之が彈壓政策をとり、殊にセメヨノフ將軍派には注目を拂つてゐる。

然し既述の如く最近有力な政治團體が反日滿意識のもとに動き出したことは、幾分でもこの彈壓から救はれてゐることは事實である。

第五章 白系露人醜業婦について

露西亞諸團體協議會の醜業婦救濟運動を契機として、各種白系團體による上海の白系ロシア人醜業婦救濟策が講じられたが、何れも形通りのもので遂に絶望視され、「白色奴

隷」の存在は上海の到るところに憐れな姿を現出してゐる。社會の底流にあつて生命を蝕ばまれゆく祖國無き女の悲しみは、如何なる手段を用ひたならば絶滅を期することが出来るだらうか？一體に恵まれぬ生活の中にある白系露人は、その多くが夫婦共稼ぎであり、その子供等も各自の職業を持つてゐるが、その中でも娘達の大部分はこの醜業婦になつてゐると云はれる。

これらの中には一定の職業から内職的に醜業を營む中に、一家の没落、その他の關係から、純然たる醜業婦に轉落して行くものもある。白系露人の婦人中、その半數が醜業婦であるといふ理由は、この内職的なものを含むからである。而も世界的不況の嵐は日毎に生活を脅し、當然の結果として頼りなき白系露人の最後の段階を一層早めてゐる。現在上海に於いて醜業を専業としてゐる露西亞婦人は八百餘名と云はれてゐるが、その相手とする男は主に英、米、佛のセイラーで、その他金にさへなれば誰でも構はず醜業をなす。なほ街頭に出て春を賣る者の數も相當増加し、百五十餘名といはれてゐるが、共

同租界では北四川路、虬江路、有恒路、嘉興路、楊樹浦路方面に最も多く密集してゐる。また上海を根城に大連、青島、シンガポール等にまでこの種の女を賣買する白系露人があり、最も悪劣な方法をもつて女を征服してゐる。彼等の毒牙に陥ちたが最後、逃れたものは皆無であり、従はなければあらゆる方法をもつて惨忍な鞭を振り、如何にしても結果は醜業婦たらざるを得ぬやうにさせてゐる。かくして身體の自由が利かなくなれば街頭に棄てられ、腐敗した肉體を曝して死にゆくものは數限りない。

露西亞諸團體協議會が國際聯盟にはかつた救済方法も今は空しく、宗教慈善各團體が何を叫ぶとも、また警察の手が如何に峻烈に下されやうとも、彼女等の姿が街から消へる時はないだらう。

第六章 ウクライナ獨立運動との關係

在上海のウクライナ人は純粹の白系露人とは勿論異なるものであるから省略するが、蘇聯政府打倒を目指してゐる點の一致と、双方が利用せんとしてゐる點から、或る程度

の機脈を通じてゐるために、白系露人の動向を知る上に於いて一考を要するものであらう。上海在住のウクライナ人はその數約八百餘名と言はれてゐるが、ウクライナクラブを中心機關として獨立の運動を行つてゐる。ウクライナ獨立團は帝政露西亞の武力によつて征服されたものであるため、帝政露西亞には忘れ難き恨みを有し、帝政露西亞復興を企て、ゝゐる白系露人に對しても、前記の事情から其の敵となつてゐる。帝政露西亞無き後の打倒目標は當然蘇聯政府にあり、白系露人もウクライナ獨立には反對してゐるのであるが、兩者とも蘇聯邦の打倒を目標としてゐる點に於いてのみ一致してゐるのである。こゝに於いて双方が利用せんとしてゐるが、中心機關は共同租界大沽路にあり、白系露人との歩みも漸次緊密になつてゐる。この種の策動は何れ崩壊するものと思はれるが、白系露人政治運動を語る上に、當然無視することの出來ぬ存在を示してゐる。

第二篇 赤系ロシア人社会と其の動向

第一章 赤系ロシア人機關と是を繞る赤化綱

以上に於いて在上海の白系ロシア人の概況を記述した。依つて以下ソ聯邦人の動向を記述する事にしよう。

スペインの動亂を契機としてヨーロッパ列強は左右兩陣營に分裂し、その對立、抗爭は益々激化し、歐洲政局はまさに一觸即發の危機を孕んでゐるが、一方また「極東の危機」が叫ばれ、中國を繞つて日、蘇、英、米の角逐は日毎に激化しつゝある。殊にソ聯邦は滿蘇一帯に無数のトーチカを構築し、その背後にブリュッヘル將軍の統率する卅數萬の極東赤衛軍が傲然と待機してゐる。國際共產黨がその優秀を誇る組織、統制力は今や全世界注視の的となつてゐるが、これが當然の結果として反ファッショ、反帝國主義陣營強化のため、更に各國に向つて共同戰線擴大の戰術を採用して居る。これこそは今

全世界に地盤を擴げんとしつゝあるいはゆる「人民戰線」で、この運動は或は東に或は西に嵐の如き勢をもつて擴り、到るところに擡頭してゐるのである。その顯著なものはスペインの動亂を中心としたコミンテルンの活躍であり、中國に於ける抗日人民戰線運動の急激な勃興である。更にソ聯邦の支那に於ける活動の經濟的意義を見れば次の如くである。

即ち資本主義列強は一世紀に亘り劣弱後進國及び植民地諸國を開發してきた。これ等の國の勞働者及び農民は列強のかゝる政策に對し、自由奪回、權利擁護、祖國解放の大旗をかゝげて抗爭してきた。支那が自由と解放を叫んで以來十餘年、即ち支那は資本主義の半植民地的桎梏の下に置かれ、世界資本主義の深刻な動搖と資本主義制度の改革といふ世界的狀勢に包まれ、特殊な路線に添つて進んでゐる。この事實、この苦境の中に、支那に於ける新興無産階級が、今や世界政治の焦點となつてゐるソヴェート政權を基礎として動き出したので、列強の政策上に重大な關心が拂はれなければならなくなつたの

は當然であり、ソ聯の支那に於ける運動の全面的擴大強化は、世界赤化のキイポイントとして列強の諸活動に重要な役割を與へる所以である。

それ故にこそ列強の對華活動の基點たる上海には、蘇聯側のあらゆる活動が展開されて居るが、以下蘇聯邦の上海に於ける状態を見れば次の如くである。

第一項 各機關の一覽

即ちこれ等の中にあつて在滬赤色外交團の陣容は、如何なる體裁を備へて活動してゐるか？ 夫れにはまづ共同租界黃浦路一號にある蘇聯邦總領事館を上げねばならぬ。これは同時に在華蘇聯大使館事務所であり、蘇聯大使ボゴモロフ氏邸であり、在滬ゲ・ベ・ウの本據であるが、更に在上海の合法的蘇聯機關としては、十數の事務所が開設され、それぞれの方面で任務を遂行して居る。今その名稱、所在地、主要勤務員を見れば左の如くである。

在上海蘇聯邦總領事館

總領事 I・I・スピルワネツク 副領事 M・V・ミカコヴスキイ 書記生 S・V・ベ
 ストフ 同 S・G・アルカーテク 同 R・I・ヴィリンコフ 通譯 シンギンコング

中蘇文化協會（一九三五年十月廿五日南京において創立）

會長 中國立法院長孫科 名譽會長 駐蘇支那大使顏惠慶 同 駐華蘇聯大使ボゴモロフ

蘇聯邦國營極東商船隊上海代理店（共同租界廣東路五一號）

社長 M・I・ツレヴィチ 助手 H・クロースランド

全蘇聯邦石油トラスト上海出張所（共同租界廣東路廿號）

所長 V・A・フリードマン 技術部長 G・E・ラーウエ タイピスト 在上海總領事
 スピルワネツク夫人

莫斯科人民銀行上海支店（共同租界江西路一七〇號）

支店長 P・E・イワノフ 行員 V・E・パウロフ M・P・ジュニコフ G・V・ガ
 イダル 簿記係 M・M・シユウエーツ

全露中央購買組合上海支部 (共同租界北京路二號)

支部長 M・Y・エムシン 秘書 N・A・ウートキナ 顧問 A・サニマース 部員
 N・A・レンエトフ F・カルコリエフ S・フニテイコフ B・チエルニフ F・
 F・ストレルツォフ M・I・ムラトコフスキイ R・A・ゼルツェル A・I・トラン
 ス M・シコウエツ

木材部、輸出入部、茶葉部、織物部、化學製品部、魚業部、會計部、石炭部に分組されて居る。

蘇聯邦國營電報通信社上海支局 (タヌ通信) (共同租界廣東路廿號五階)

支局長 A・ソートフ 助手 R・L・ウイトマン

全蘇聯邦映畫部上海代理店 (共同租界圓明園路一六九號)

代表 V・ザヤデイアーツ 技術者 V・ソベルニコフ

光華火油股份有限公司 (共同租界博物院路一四號)

石油部長 B・ラヴェ

蘇聯邦國營織物シンジケート上海代理店 (佛租界公館馬路七五號)

代表者 L・プライロフスキー

蘇聯邦製葡萄酒、天然水販賣所 (佛租界龍飛路一〇〇八號)

所長 S・ローゼンシテン

蘇聯國際圖書株式會社上海代理店 (共同租界靜安寺路八四一號)

店主 W・カーツ 支配人 ソートフ夫人

日刊新聞「チャイナ・デリー・ヘラルド」社 (華文名、中國導報) (共同租界廣東路一五三號)

社長 J・C・ハイレル 主任記者 A・S・デニューソフ

蘇聯國營裁縫機械輸出部 (佛租界公館馬路七五號)

支配人 プルテラー

蘇聯工業製產品輸出部 (共同租界香港路)

部長 F・カルマリエフ 支配人 A・サンマース

全蘇聯邦穀物輸出組合上海事務所

主任 ツェントロソコフズ 支配人 M・Y・エフジン

第二項 主要機關概説

次に之等の在上海ソ聯邦の主要機關に就いて概説しよう。

(一) チャイナイター・デリー・ヘラルド紙

英露字赤色宣傳機關「チャイナイター・デリー・ヘラルド」紙は一九三四年四月創刊されたものであるが、同名稱を使用せるは最近のことである。即ち最初は日刊、間もなく週刊となり、遂に廢刊同様になつてゐたところ、ボ大使の就任と共に一九三五年三月廣東路に事務所を設けて以來、機構を新たに於て再び日刊に改め、一九三六年六月頃から前記の如く名稱を變更し、本格的に工作を開始した。更に同紙が英、露字版の外、一週間に一回華文版の「中國導報」を發行し始めたことは、その影響力の點から非常に注目されてゐる。ニュースは蘇聯の國內事情、對外政策に重點を置いてゐるが、中國共產黨の

動向に關しては一切これを報道しないことにしてゐる。同社關係者には「タス」通信上海支局長A・ソートフ、「ブラウダ」紙在上海特派員A・ガルトマン、在上海蘇聯總領事館通譯シンギンゴング等の敏胸家を擁してゐる。最近同紙の社説は大部分が日本に向けられ、林内閣問題等を取り上げ、日本ファッシズム解剖を行つてゐる。

(二) 蘇聯邦國營極東商船隊上海代理店

極東商船隊に所屬する事業として注目すべきは、ウラヂオ、上海間の定期航路であつて、ハバロフスク號、セーヴル號の二商船が二ヶ月に三回平均往復してゐることである。

これは通稱赤色連絡船と云はれ、一般旅客の外、貨物の運輸にあつてゐるが、海運業的立場より見れば大した事はなく、それ以外に重大な任務を果してゐることは勿論にして、中蘇を結ぶ共產黨員、或は指導分子等はいづれもこの船を利用してゐる。

(三) 中蘇文化協會

蘇支兩國の對日共同戦線の媒介者として内外注視の的たる中蘇文化協會は、民國廿四年十月廿五日南京華僑招待所で成立大會を開き、大會臨時主席に推された國民政府立法院長孫科は組織の目的について、

「中國と蘇聯とは地理的關係に於いても極めて密接であると共に、歴史的關係に於いても極めて重要である。かゝる關係から兩國人民は接近の機會を持つべきであると共に、文化上に於いても研究的聯絡機關が必要である」

と述べ、單に文化的領域に限られてゐるやうに説明してゐるが、協會役員は何れも國民政府要人中の親蘇派を網羅し、上海分會は一九三六年三月一日、八仙橋青年會で成立大會を行つた。成立にあたり準備委員として最も活躍したのは、昨年募抗日人民戦線運動の彈壓によつて檢舉された章乃器で、會長黎昭憲（國立交通大學校長）始め、同會を牛耳つて居る支那側の理事は左の如し。

潘公展（上海市社會局長） 焦積華（上海市國民軍事訓練委員會主任） 李公僕（量才流通圖書

館長） 歐陽執無（中國經濟統計研究所員） 褚民誼（中央監察委員） 林柏生（中華日報主

筆） 王曉軒（上海市商會主席） 張壽鏞（上海光華大學校長） 歐元懷（大夏大學副校長）

杜月笙（上海地方協會長）

協會員は逐日増加しつつあるが、會員の範圍が南京政府の軍政各機關、黨部、特にC・C・團の重要地位にある知名士、言論界の急進分子、學界の有力者を主體としてゐる點は注目に値する。

第三項 在上海ゲ・ベ・ウに就いて

現在世界を通じて、少くとも廿ヶ國は近代的なスパイ組織を有して居るが、之等諸國の中でも密偵が最も重要な役割を占めて居るのは、ソヴェットロシアの「ゲ・ベ・ウ」であらう。

上海に於ける「ゲ・ベ・ウ」は蘇聯總領事館の中にあり、而も總領事すら誰がその一員であるかきへ分らぬ程、秘密の中に活動して居ると言はれ、海外に於ける「ゲ・ベ・

「ウ」の使命とする所は探偵行爲と世界革命の準備とである。然しながらその實行は地方的な諸條件や國々によつて異つて居る。例へば中國に於いてはその最初革命の努力は、若干の軍閥を買収すれば充分であると考へられてゐたことであるが、之に反しアメリカに於いては、革命遂行のためには先づ黑人に向つて努力することが必要であると考へられた。

在上海「ゲ・ベ・ウ」の下には數限り無き密偵網が張られて居り、その眞の姿は何人にも判らぬ故、「ゲ・ベ・ウ」の創設に關する模様を記して、その活動分野を想像して貰ふことが最もよいことであると思ふ。

ソヴェット聯邦中央執行委員會は一九二三年十一月十五日「合同國家保安部」(略稱ゲ・ベ・ウ)及びその附屬機關の設定に關する左の如き法令を發表した。即ち、

第一條 ソヴェット聯邦憲法第六十一條ニ準據シ、且ツ反革命運動取締ヲ目的トスル本聯邦ノ革命防護手段ヲ人民委員會ニ於イテ統一センガタメ、本令ニヨリ合同國家保安部ヲ創設ス。

第二條 「ゲ・ベ・ウ」ニ長官及び副長官ヲ置キソノ任免權ハ聯邦中央委員會ガ之ヲ掌握シ、兩官トモ人民委員會ニ於イテ決議權ヲ有スルモノトス。

第三條 第二條ニ規定セラレタル長官及び副長官ニ補佐官各一名ヲ配屬シ、補佐官ハ人民委員會ニヨツテ任命スルモノトス。

その他「ゲ・ベ・ウ」の管轄範圍、特權、義務、等々に關しては十二條からなる規定が設けられて居る。

かくしてモスコー市ルービヤンカ廣場の大建物に「ゲ・ベ・ウ」の新看板をかけ、勤務員總數實に二千五百餘名、無線電信局、印刷局、俱樂部、商店、旅館等、所轄のものを持ち、それぞれ獨立の密偵網を張つて、聯邦の各機關、諸事業、同國滯留外人等の行動を監視してゐる。レーニンのいはゆる「革命の前衛」である「ゲ・ベ・ウ」は「最高の道徳は沈黙である」と叫んで、常に地下室の仕事を行つてゐるのである。上海に於ける「ゲ・ベ・ウ」が白系露人の政治的、社會的活動に對して鋭い眼を放つことは當然であ

り、彼等の政治運動が今日「反日」をスローガンの中に入れて活動し始めた事も、亦赤色系救國會の根強い活動も、同時に指殺、破壊計畫等の戦慄的赤化陰謀も、大いに「ゲ・ペ・ウ」の活動がその裏面にあることを見逃すことは出来ない。

第四項 蘇聯邦人クラブの設置

在上海蘇聯邦人はその數一千と云はれてゐるが、最近二、三年來蘇聯邦總領事館が毎年十一月七日に行ふ「ロシア革命記念日」のティー・パーティー開催に招待する數のみにても三、四百名を下つた事がない。一九三六年十二月上海市北四川路蘇聯邦映畫常設館アイシヌに於いて發會式を擧げた「在上海蘇聯邦人クラブ」は今日まで嘗つて無かつた蘇聯邦人の大きな集團として、各方面から異常な注目を寄せられて居る。

同クラブは居留民團的な役割を果すことを最大の目的とし、更にクラブ内に圖書室、娛樂室、談話室等を設置して、在上海蘇聯邦人の一層緊密なる、而して相互扶助を圖らんとしたところのものである。之れが名與會長は總領事に決定されたが、當日アイシヌ

には蘇聯邦人の證明書を所持せざるものは絶対に入場出來ず、先づ最初にインターナショナルを合唱し、その後發會に關しての決議討論が約四時間に亘つて行はれた。集る者約七百餘名。在上海蘇聯邦人のクラブ設置は、港上海に於ける一つの勢力を示すものであると共に、着々として確固たる地盤を擴げて行く過程として注目されてゐる。當時假事務所を共同租界廣東路五一號に置いて具體的工作にとりかゝつたが、三月六日佛租界格羅希路六四號に新たにクラブを設置し、盛大な開會式を行つた。尙ほ設置に關しても佛租界工部局との間に再三折衝がなされ、漸く認可されたものである。

第二章 支那赤化機關と抗日人民戰線

第一節 支那赤化機關の暗躍

上海に於ける蘇聯邦人の主要機關は前述の如くであるが、之等機關が暗躍して居る上海を中心とした中國赤化機關に就いて、一應の知識を有する必要上から、其概略を記す。中蘇國交開始前に於いてはコミンテルンは中國赤化、中國共產黨との聯絡機關として

派遣員制度を採用し、派遣員として最初中國に渡つたのは嘗つての極東部長ヴォイタンスキーであつた。彼は中國共産黨の創立に際し、大活躍をなしたことによつてその名を世界にとゞろかせたが、主として上海を中心に活動した。中蘇國交開始後は、在上海蘇聯邦總領事館内に極東赤化宣傳機關が設けられ、コミンテルン政治局指導下に館員となつて入り込み、派遣員、中國共産黨員の指導及び指揮を行つた。

一九二七年中蘇國交斷絶するや、上海總領事館の引上げによつてコミンテルンはその活動能力を失つたが、同年五月プロフィンターンの汎太平洋労働組合第一回創立大會が漢口に於いて開かれるに當り、上海に常設書記局が開かれ、書記としてはアメリカ共産黨員ブラウダーが選ばれた。同年九月ウラデオに於いて第二回汎太平洋労働組合大會が開かれ、その結果ブラウダーはモスコに歸り、ヌーランが後任として任命された。ヌーランは一九三〇年來上海にあつて極東書記局兼汎太平洋労働組合書記局書記として活躍してゐたが、一九三一年六月十五日共同租界工部局警察の手によつて夫人と共に逮

捕された。彼の自白により極東赤化各機關の全貌が明かとなつたが、さすがに規模の大仕掛けなものには識者をして驚嘆せしめた。

ヌーランの自宅捜査の結果、政府要人の暗殺や灣港の破壊計畫、日本人名簿も現れて日本共産黨にも影響したが、彼は北四川路に數種の商店を經營し、更に堂々たる貿易商として身を隠してゐたのであつた。ヌーラン逮捕後、極東書記局はハバロフスクに移され、専ら派遣員、連絡員により連絡してゐたものであるが、當時アメリカ人共産黨員にして上海在住の女闘士アグネツス・スメツ・ドレーは、先頭に立つて「ヌーラン擁護委員會」を設置して活動した。(同人は本年春中國紅軍首領毛澤東と會見し、其の手記を發表して居る)

その後コミンテルンにより中國赤化の重要使命を帯びて活躍した所謂「X27」のワルデンも亦上海で逮捕されたが、孰れも活動の網が上海を中心にして張られてゐる事を物語つて居る。

そもく、中國の赤化は世界赤化の鍵を握るものと言へる。中國は列強資本主義最後の殖民地市場であり、諸國がその巨大なる利權と市場を有し、これ等をめぐつて資本主義世界の深刻な對立を示してゐる。蘇聯邦の究極の目的は資本主義打倒であり、その一端が中國に向けられるのは當然である。コミンテルンは蘇聯成立後活動を中國赤化に集中したが、こゝ二、三年來の中國の赤色策動は特に注目に値する。即ち「抗日人民戦線運動」の提唱と實踐とで、蘇聯の對日關係の尖鋭化の情勢が、支那の「抗日」といふ一點で合致するのを巧に利用し、中國の反蘇、反共產主義者の警戒心を弱め、コミンテルンの活動を更に有利に展開してゐる。コミンテルンの新テーゼは抗日の激浪を起すに重大な役割を果し、抗日の熱情は中國の全面に浸潤し、知識層及び労働層の運動は、全く蘇聯の指導下に置かれてゐるのである。コミンテルンが最初に手をつけたのは労働運動である。一九二二年一月香港海員罷業を指導し、一九二五年には共產主義労働團體たる中華全國總工會の成立を見、同年五月卅日中國空前の大罷業が上海において物發した。即

ち「五・卅事件」に参加した労働者は二百萬人に達し、更に廣東にまで飛火して、廣東の對英經濟封鎖は一年半に亘つて行はれた。

一九三六年十一月の邦人紡績罷業——暴動事件も、その裏にはまだ抗日人民戦線運動の指導者、赤色系救國會が活躍してゐたのである。

更に農民運動に於いては、一切の原始的農民闘争の大部分をば、封建的、迷信的の集團より正しい階級闘争の道に向はしめ、マルクスの「農民が大多數を占むる國家の無産階級にして、若し農民の共鳴を得る能はずば、無産階級の獨唱は、死者を葬むる哀悼歌に過ぎない」といふ言葉を、中國共產黨は能く運用して認らなかつた。中國の總人口中八割は農民であるが、非常な壓迫下にある事實に對し、コミンテルン及び中國共產黨は働きかけ、全力をこれに傾注した。一九二五年毛澤東の組織にかゝる農民協會の會員は廿萬、一九二六年には三百萬に、一九二七年には九千八百萬に上つた。

爾來共產革命は農民革命であるかの如き觀を呈し、各地に農民の暴動相次いで起り、

農民を主成分とした共産軍が組織されて、遂に江西を中心とするソヴエット區域さへ出来たのである。

第二節 抗日人民戦線との關係

共産黨が全力を擧げて唱導する所謂抗日人民戦線は、全國各界救國聯合會といふ形態をもつて現れ、實踐に乗り出したのである。即ち同會は一九三六年五月卅一日と六月一日の二日間に亘つて成立大會を行つたが、

平津民族解放先鋒隊、厦門抗日救國會、廣西全省學生救國會、廣東文化界救國會、上海工人救國會、南京救國聯合會、香港抗日救國會等、六十餘の救國團體を中心とする十八都市

を代表する七十餘名が出席した。開會の主旨とする所は、

いまや中國が亡國の境地に立ち到らんとしてゐるとき、全國民は一致團結、全國各派の内戦停止及び抗日救國のために聯合して起たねばならぬ。各派が結成する偉大な

運動は、人民自身の團結がなければ絶対に出来得るものではない。全國各界救國聯合會の準備に成り、當面の目標たる帝國主義の侵略に對し、武力抵抗を主要任務として進まんとするものである。今日我等が組織する全國各界救國聯合會は、統一人民戦線なのである……。

と言ふのである。(註一前項「救國聯合會の動向及び宜言、綱領、資料」を参照のこと。)

而して之が上海に於ける主要なる構成單位は、上海文化界救國會、上海學生救國會、上海婦女界救國會、上海職業界救國會、上海各大學教授救國會、國難教育社等の赤色抗日團體で、蘇聯邦は内部にはゆる優秀なるフラクションを潛入せしめて、猛烈な、而も範圍の廣大な運動を展開したのである。即ちコミンテルン第七次大會の諸決議並びに新方針に基く各國共産黨の活動は、世界の政治情勢に多大の變化を與へつゝあり、フランスへとスペインでは人民戦線の政府が樹立するに至つたが、コミンテルンが最も重視すると共に最大の支援を與へてゐる中國に於いては、これが一の現れとして前記の活動が

結成されるに至つたのである。

デイミトロフは右大會席上、中國における抗日人民戦線行動に關し、次の如き演説を行つてゐる。

中國に於けるソヴエツト運動の擴大と紅軍の戦闘力の強化とは、反帝人民運動の展開と結びつけねばならぬ。その運動は日本帝國主義と其の中國人走狗（走狗）に對する、武装人民の民族革命戦争といふスローガンの下に實施（じっし）されねばならない。……中國ソヴエツトは全中國民族の解放闘争に於ける團結の中心とならねばならぬ。

右の如き第七回大會に於けるデイミトロフの演説が、抗日人民戦線運動の組織力に大なる働きかけをした事は言ふまでも無い。上海に於ける赤色系救國會の猛烈な運動は、當然之等の根本的な原動力と指導者に問題に注目せねばならぬであらう。前述の如く、昨年暮抗日人民戦線運動の指導者七名が當局に逮捕されて以來、同運動が停顿状態（ていどん）に陥つて居るのは、コミンテルンと結びつく指導者の力が、大いに運動に影響して居た事を

物語るものである。

次に上記述べた赤色系の全國救國聯合會に所屬する二、三の強力團體の概述を行つて見よう。

上海文化界救國會

一九三五年十二月廿八日成立、文化事業に携はる反日著述家、作家、新聞記者等、三百餘名を擁し、機關紙「生存線」から「暴風雨」「上海文化界々報」について「救亡情報」の發刊をなしたが、間もなく廢刊す。主要メンバーは馬相伯（前北京大學校長）、李公僕（暈才圖書館長）、章乃器（前浙江實業銀行副經理）、鄒韜奮（生活日報社長）、沈茲九（婦女生活誌編輯人）、陶行知（國難教育社代表）沈鈞儒（辯護士）

上海婦女界救國會

全國婦女界救國聯合會結成までの準備を押し進めるべく、有名な赤い婦人辯護士史良女史の指導によつて成立したもので、女學生、教師、家庭婦人、女店員、看護婦等の中に食ひ込み、「赤い女」

の獲得に狂奔してゐた。

國難教育社

代表者陶行知は中國教育界に重きをなす理論的指導者であり、實踐家であるが、機關紙「國難教育」を發行し、上海各界救國聯合會の中でも、とくに反日宣傳にのみ活動してゐる。

なほこれ等の團體の中には、直接蘇聯邦總領事館内赤化指導部と連絡を行つてゐる者が多數あると言はれてゐる。

第三章 ソヴェット市民の權利及び義務に就いて

以上記述の如く在上海の蘇聯邦人は、今や新たななる活動を展開するに至つて居るが、尙ほ彼等の状態把握の一手段として、本年改正された蘇聯新憲法に基づく彼等の市民としての「權利及び義務」に就いて考察しよう。夫が爲に主要條文を掲げてその説明に代へることにする。

第百十八條 蘇聯邦市民ハ労働ノ權利、即チ労働ノ量並ニ質ニ應ジテ報酬ヲ受ケ、且ツ保障サレタ

ル労働ニ従事スル權利ヲ有ス。右權利ハ國民經濟ノ社會主義的組織、ソヴェット社會ノ搖ギナキ發展、經濟恐慌ノ絶滅、失業ノ清算、等ノ事實ニヨリ保障セラル。

第百十九條 蘇聯邦市民ハ休息ノ權利ヲ有ス。右權利ハ労働者ノ壓倒的多数ニ對スル七時間労働制ノ實施、労働者並ニ使用人ニ對スル年次有給休暇制ノ設定、労働者ノ爲ノ療養所並ニ休息ノ家トクラブ完備ニヨリ保障セラル。

第百二十條 蘇聯邦市民ハ老年、病氣及ビ労働能力喪失ノ場合ニ於イテ、物質的ニ生活ノ安全ヲ保障セラルル權利ヲ有ス。右權利ハ労働者、使用人ニ對スル國家ノ費用ニヨル社會保險ノ發展、労働者ニ對スル無料治療、労働者ニ對スル幾多保養地ノ提供ニヨリ保障セラル。

第百廿一條 蘇聯邦市民ハ教育ノ權利ヲ有ス。右權利ハ普通・初等義務教育、高等教育ヲ含ム。授業料ハ免除、高等學校學生ノ壓倒的多数ニ對スル國家給費制度、當該民族語ニヨル授業、工場、國營農業、機械トラクター、ステーション、共營農場ニ於ケル労働者ニ對スル無料ノ生産ハ、技術農業教育ニヨリ保障セラル。

第百廿二條 蘇聯邦内ノ女子ハ經濟的、國家的、文化的社會—政治的生活ノ全分野ニ於イテ男子ト

平等ノ權利ヲ有ス。右權利行使ノ可能性ハ女子ニ對スル男子ト同様ナル勞動、賃銀、休息、社會保險並ニ教育ノ權利賦與、母子ノ國家的保護、妊婦ニ對スル有給休暇、産院、托兒所、幼稚園網ノ廣汎ナル整備ニヨツテ保障セラル。

第百廿三條 經濟、國家、文化、社會、政治、各生活ノ全分野ニ於ケル蘇聯邦市民ノ平等ノ權利ハ不變ノ律法タリ。苟モ人種的乃至民族的見地ヨリ市民ノ權利ヲ直接間接ニ制限シ、乃至反對ニ一部市民ニ直接間接ニ特權ヲ賦與シ、又ハ人種的乃至民族的排他心、憎惡、蔑視ヲ宣傳スル行爲ハ法律ニヨリ處罰ス。

第百廿四條 市民ノ良心ノ自由ヲ保障スルタメ、蘇聯邦ニ於イテハ教育ヲ國家ヨリ、學校ヲ教會ヨリ分離ス。宗教的儀式執行ノ自由及び反宗教宣傳ノ自由ハ全市民ニ對シテ均シク承認ス。

第百廿五條 勤勞者ノ利益ニ添ヒ社會主義體制ヲ強化スル目的ヲ以テ、蘇聯邦ノ市民ハ法律ヲモツテ左記自由ヲ保障セラル。

一、言論ノ自由 一、出版ノ自由 一、集會ノ自由 一、街頭行進及び示威ノ自由
以上ノ諸權利ヲ確保スルタメ勤勞者並ニ勤勞團體ニ對シ、印刷所用紙、公共建造物、街路、通信

手段、ソノ他右權利實現ニ必要ナル物質的條件ヲ提供ス。

第百廿六條 勤勞者ノ利益ニ添ヒ人民大衆ノ組織的ナル自發的行動及び政治的活動ヲ發展セシムル目的ヲ以テ、蘇聯邦市民ハ勞動組合、協同組合、青年團體、スポーツ並ニ國防團體、文化技術並ニ學術協會等ノ公共團體ヲ結成スル權利ヲ保障サル。勤勞者階級、ソノ他ノ勤勞者ノ最も活動的且ツ意識的ナル市民ハ、社會主義體制ノ強化發展ノタメノ鬭争ニ於ケル勤勞者ノ前衛隊ニシテ、且ツ公共及び國家ノ勤勞者團體ノ指導的核心ヲ構成スル全蘇聯邦共產黨ニ結合サル。

第百廿七條 蘇聯邦市民ハ個人ノ不可侵權ヲ保障サル。如何ナル市民モ裁判所ノ決定若シクハ檢事ノ認可ナクシテ逮捕セラルルコトナシ。

第百廿八條 蘇聯邦市民ハ法律ニヨリ住居ノ不可侵權及び信書ノ秘密ヲ保障サル。

第百廿九條 蘇聯邦ハ勤勞者ノ利益擁護、或ハ學術上ノ活動、或ハ民族解放運動ノ故ニ迫害ヲ受ケツツアル外國市民ニ對シ避難ノ權利ヲ賦與ス。

第百卅條 蘇聯邦各市民ハ聯邦憲法ヲ尊重シ、法律ヲ遵守シ、勞動規律ヲ實踐シ、社會的義務ヲ忠實ニ遵守シ、社會主義的共同生活ノ規則ヲ恪守スル義務ヲ負フ。

第百卅一條 蘇聯邦各市民ハ社會主義的公共財産ヲソツエツト制度ノ神聖不可侵ナ基礎トシテ、祖國ト富トカトノ源泉トシテ、全勤勞者ノ豐カナル文化的生活ノ源泉トシテ、防衛シ強化スル義務ヲ負フ。社會主義的公共財産ヲ侵害セントスルモノハ人民ノ敵ナリ。

第百卅二條 國民皆兵ハ不動ノ律法タリ。勞農赤軍ノ兵役ニ服スルハ蘇聯邦市民ノ名譽アル義務ナリ。

第百卅三條 祖國ノ防衛ハ蘇聯邦各市民ノ神聖ナル義務ナリ。祖國ニ對スル叛逆、宣誓ニ對スル違反、敵軍ヘノ投降、國軍ノ權威ノ毀損、敵國ヘノ關係通謀行爲ハ最モ重大ナル罪惡ニシテ嚴罰ニ處ス。

第四章 結 語

祖國を失ひ、郷土を追放された白系避難民は、今は頼るべき祖國もなく、支持すべき政權も持たず、赤色露西亞から賣國奴と罵られつゝ、上海に渡つて來たが、亡命廿年、その社會的、政治的活動の高らかな意氣、熱情にも拘らず、今や衰退の一途を辿るのみに

して、ボルシエヴイキに對する復仇心も、また何等組織的具體的に進展されて居らぬ。白系露人の將來は果して何處にか流れ落ち行く？ 彼等の商業の中心地たる佛租界霞飛路の日に日にさびれゆく姿は如何ともし難く、經濟的行詰りの中にあつてもがきつゝあるが、政治的には激しき内訌のために、具體的には何等の進展も見せてゐない。そのみか、最近に於ける「露西亞青年同盟」を中心とする反日的政治團體は、一齊に親蘇反日を叫んで、嘗つての苦悶「祖國の復興」「共產主義打倒」には耳をもかさなない状態である。これに反し中國の赤化運動は年々猛烈な活動を開始し、最近に於いては抗日人民戦線の名に於いて、全中國にその指導權を獲得せんと狂奔して居り、在上海蘇聯邦各機關も亦着々として仕事を進めてゐる。黃浦路の一角に赤旗をなびかせて居る蘇聯邦總領事館に投石して、私かに溜飲を下げてゐる白系露人の、やり場無き感情の一端は理解出来るとしても、沈黙の中にありながら勢力を擴大して行く蘇聯邦人の態度は、更に怖るべきものが潜在してゐるのを察知することが出来る。現今白系といへば、多くの者は安白

粉の附いた顔と、ストッキングのゆるんだ街の女を思ひ出し勝である。上海にあつて同じ露西亞人でありながら、帝政の復活を願ふものと、ボルシエヰイキの旗の下に生きてゐるものが、常に牙を向け合はせ、闘争してゐるのを何と見るか。

併しながら今や白系露西亞人がボルシエヰイキに負けたばかりでなく、更に時代からも押し潰されて、痛ましい姿を曝け出してゐる。同時に蘇聯邦人の恐るべき活躍を前に我々は「時代」と共に、深く考へねばならぬ何者かに思ひあたるだらう。

(完)

版權所有

中國調查資料第一輯

抗日支那の真相

定價一圓二十錢

昭和十二年七月三十日印刷
昭和十二年八月五日發行

編輯者 平野 馨
發行所 東京市小石川區原町十三番地

電話大塚六〇七四番

印刷者 米田 眞二
東京市豊島區巢鴨一丁目三番地

印刷所 合資改洋社

東京市小石川區原町十三番地

發行所 平野書房

振替東京五二二八番
電話大塚六〇七四番

昭和十二年七月十二日發行
第二卷・第十三・十四合併號

支那情報

南京政府建設支那の動向

【次目客内】

第一章	蔣政権の政治軍事統制とその發展
第二章	國民政府財政の發展とその獨特性
第三章	支那金融資本の躍進と通貨制度の確立
第四章	支那農村經濟の新動向と發展の必然性
第五章	最近に於ける支那近代工業の發展
第六章	支那の鐵道建設とその發展
第七章	最近に於ける支那公路の發展とその展望
第八章	支那に於ける航空事業の發展とその現状
第九章	發展過程から見た支那航運業とその現状
第十章	支那に於ける教育の發展とその趨勢

中國通信社發行
東京市小石川區原三十番
平野書房
電話大塚六〇七四番
振替東京二二八番

特輯號
本號に限り
價廉圖

◆支那情報綜合把握雜誌◆(毎月二回發行)

支那情報

定價(一部) 廿五錢 一月 五十錢
六月 三圓 一年 六圓

◆支那特種問題調査解説◆(毎月二回發行)

中通資料

定價(一部) 十二圓 一月 廿四圓
六月 一圓 一年 廿四圓

豫約申込者以外には
配布しませんので、
希望者は平野書房宛
御注文下さい。

◆權藤成卿先生著◆

血盟團事件 五・一五事件 二・二六事件 其後に來るもの

特價三十錢 (送料四錢)

!!め讀

社會には永久不變の法則とか絶對の眞理とか言ふものはない。社會は一瞬も止ることなく進展する。それと共に法則も眞理も變化する。此の社會の進展を阻止する時、民衆の壓せられた力は爆發する。本書は、この見解から權藤先生の炯眼を以て、かの昭和聖代の不祥事件たる血盟團事件、五・一五事件、二・二六事件の勃發すべき眞因を明かにし、その原因は如何にして除去すべきかの問題を詳論し、今後尙當局者が糊塗的手段を講ずるに於ては四度不祥事を繰り返へすのみと論斷す。

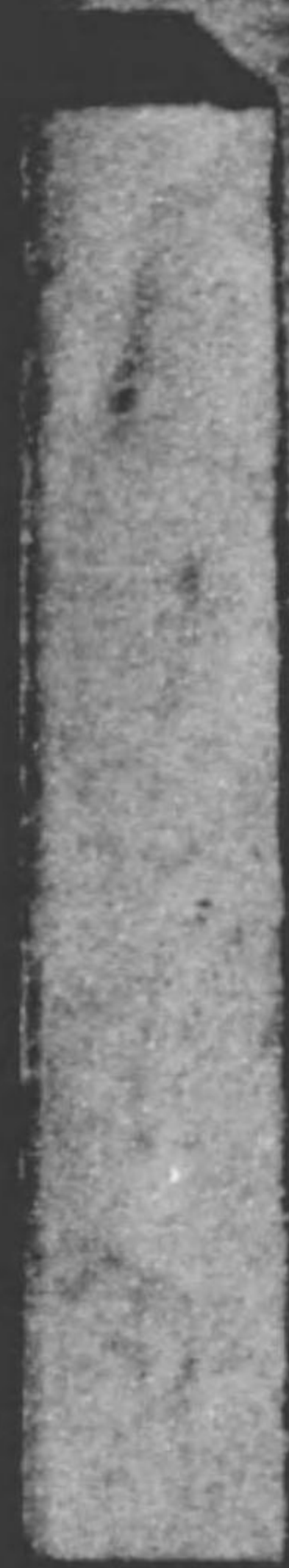
權藤成卿著

八隣通聘攷	布四六判 上卷 二・五〇〇(送料各) 下卷 一・五〇〇(十錢)
農村の食糧問題	並四六判 定價 三十錢 送料 四錢
月刊誌 制度の研究	毎月一回 一日發行 定價 二十錢

東京市小石川區平野書房 電話大塚六〇七四番 振替東京二二八番

◆ 國語 漢語 英語 日語	第 一 冊	新 編 國 語 文 法
一	一	一
二	二	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九
十	十	十
十一	十一	十一
十二	十二	十二
十三	十三	十三
十四	十四	十四
十五	十五	十五
十六	十六	十六
十七	十七	十七
十八	十八	十八
十九	十九	十九
二十	二十	二十
二十一	二十一	二十一
二十二	二十二	二十二
二十三	二十三	二十三
二十四	二十四	二十四
二十五	二十五	二十五
二十六	二十六	二十六
二十七	二十七	二十七
二十八	二十八	二十八
二十九	二十九	二十九
三十	三十	三十
三十一	三十一	三十一
三十二	三十二	三十二
三十三	三十三	三十三
三十四	三十四	三十四
三十五	三十五	三十五
三十六	三十六	三十六
三十七	三十七	三十七
三十八	三十八	三十八
三十九	三十九	三十九
四十	四十	四十
四十一	四十一	四十一
四十二	四十二	四十二
四十三	四十三	四十三
四十四	四十四	四十四
四十五	四十五	四十五
四十六	四十六	四十六
四十七	四十七	四十七
四十八	四十八	四十八
四十九	四十九	四十九
五十	五十	五十
五十一	五十一	五十一
五十二	五十二	五十二
五十三	五十三	五十三
五十四	五十四	五十四
五十五	五十五	五十五
五十六	五十六	五十六
五十七	五十七	五十七
五十八	五十八	五十八
五十九	五十九	五十九
六十	六十	六十
六十一	六十一	六十一
六十二	六十二	六十二
六十三	六十三	六十三
六十四	六十四	六十四
六十五	六十五	六十五
六十六	六十六	六十六
六十七	六十七	六十七
六十八	六十八	六十八
六十九	六十九	六十九
七十	七十	七十
七十一	七十一	七十一
七十二	七十二	七十二
七十三	七十三	七十三
七十四	七十四	七十四
七十五	七十五	七十五
七十六	七十六	七十六
七十七	七十七	七十七
七十八	七十八	七十八
七十九	七十九	七十九
八十	八十	八十
八十一	八十一	八十一
八十二	八十二	八十二
八十三	八十三	八十三
八十四	八十四	八十四
八十五	八十五	八十五
八十六	八十六	八十六
八十七	八十七	八十七
八十八	八十八	八十八
八十九	八十九	八十九
九十	九十	九十
九十一	九十一	九十一
九十二	九十二	九十二
九十三	九十三	九十三
九十四	九十四	九十四
九十五	九十五	九十五
九十六	九十六	九十六
九十七	九十七	九十七
九十八	九十八	九十八
九十九	九十九	九十九
一百	一百	一百





Y 120